

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

ミャンマー銀行セクターの動向

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 研究員
竹山 淑乃
yoshino_takeyama@iima.or.jp

はじめに

ミャンマーの銀行セクターは、2011年の民政移管以降、急速な業容拡大を続けている。現在、同セクターは、今後の持続的な経済成長に伴う資金需要に対応すべく、信用貸付の拡大や金利の自由化等の規制緩和が求められており、また、外国銀行の参入拡大に伴う地場銀行の資本増強や金融サービスの高度化も期待されている。

他方、貸出管理体制や銀行各行の健全性には依然課題が多く、中央銀行による厳しい規制改革が進められているところである。本稿では、発展を遂げるミャンマー同セクターの現状と今後の展望を俯瞰する。

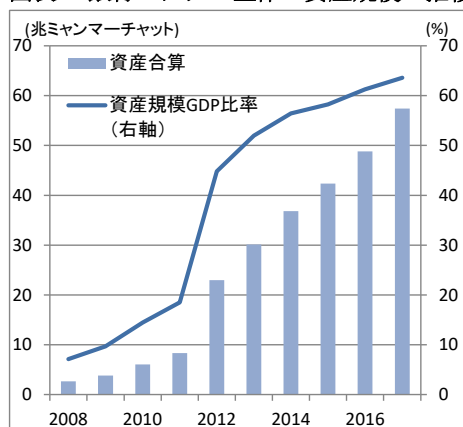
1. 銀行セクターの現状

(1) 規模

2011年の民政移管以降、ミャンマーの銀行セクターは急速に成長してきた。総資産は、民政移管前の2011年から6年間で5倍超に急増しており、同国のGDP比でも20%台から63.6%に拡大している（図表1）。ミャンマー中央銀行（以下、中銀）による銀行規制の強化（詳細は3章（1））により、与信拡大のペースは近年緩やかになって

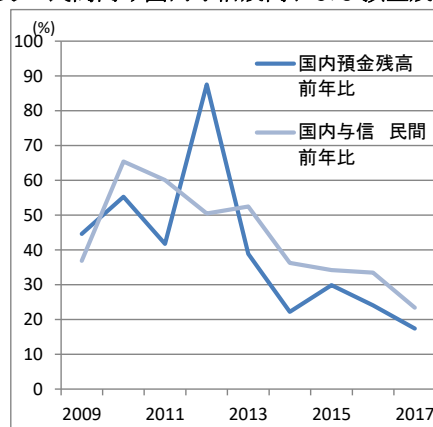
いるものの、2017年度¹の民間向け国内与信残高の伸び率は依然2割を超えており、また、国内預金残高の伸び率も2割弱を維持している（図表2）。もっとも、2017年度末時点の民間向け国内与信残高はGDP比で23.4%と他のアセアン（東南アジア諸国連合）諸国に比べて小規模であり（図表3）、ミャンマーの銀行セクターは依然として発展途上段階にあると言える。

図表1 銀行セクター全体の資産規模の推移



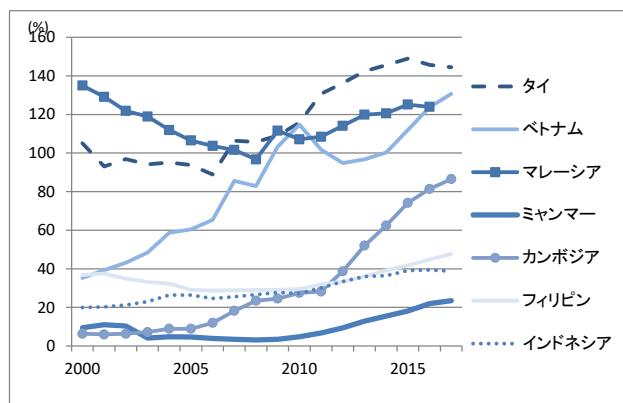
(出所) ミャンマー中銀 注:横軸はミャンマーの年度

図表2 民間向け国内与信残高および預金残高の前年比推移



(出所) ミャンマー中銀 注:横軸はミャンマーの年度

図表3 民間向け国内与信残高の対GDP比率



(出所) 世界銀行

(2) 銀行セクター全体の評価

ミャンマーの銀行セクターは、規模の拡大と収益性の向上を進めていく中で数多くの課題に直面している。

銀行業務の収益に対する費用の割合（Cost-Income Ratio）は100%を上回っており、他のアセアン諸国に比べて高い（図表4）。これは、業務全体のシステム化やIT化が進んでいないため、人的コストが嵩んでいることに加え、広域にわたる支店の運営費用が

¹ ミャンマーの年度末は3月のため、2017年4月から2018年3月までを2017年度と表記。

高いことも影響している。

ミャンマーの銀行収益は資金業務の収益が9割以上を占めており、他の低中所得国と比べてその割合が高いため²、中長期的には手数料等の金利以外の収入の拡大が課題となっている。銀行収益の大部分を占める資金業務の収益性を判断する純金利マージン（Net Interest Margin：NIM）³は2%以下となっており、アセアン諸国内で最も低い（図表5）。

ミャンマーの純金利マージンが低い背景には、貸出・預金金利が規制されていることが影響していると認識され、長年、ほとんどの銀行が上限・下限金利を使用しているため、同国の預貸スプレッドは5%で推移しており、他のアセアン諸国と比べて遜色ない水準である（図表6）。

こうしたなか、ミャンマーの純金利マージンを低下させる主な要因は以下二点が考えられる。

まず、ミャンマーの預貸比率は、他のアセアン諸国と比較して著しく低い点である（図表7）。ミャンマーでは、中銀が銀行各行の預貸比率を80%以内に規制しているため、各行は貸出を大幅に拡大することができない。加えて、国営銀行は長年、財政支出により預金が確保できるものの、貸出の割合が少なく、預貸比率が20%台となっている。

次に、銀行の大半は与信管理能力が低く、貸出形態の大半を占める当座貸越の利息を回収できない場合が多い点である。ミャンマーの当座貸越は、利息を払う慣行が定着しておらず、事実上金利が回収できない状況が続いている。加えて、ミャンマーの会計基準は現金主義であるため、回収できていない受取利息は会計上認識されていない。

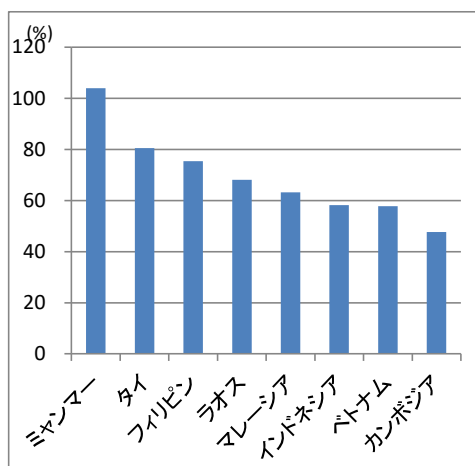
正確な不良債権比率は公表されていないが、非国営銀行の不良債権比率は上昇傾向にあるとみられている⁴。与信費用の増加により、想定していた資金収益が確保できない状況が発生している。

² ドイツ国際協力社（GIZ）によると、低中所得国の銀行収益は利息収入が平均8割程度。

³ 受け取り利息と支払い利息の差額を貸出総額で除した割合。

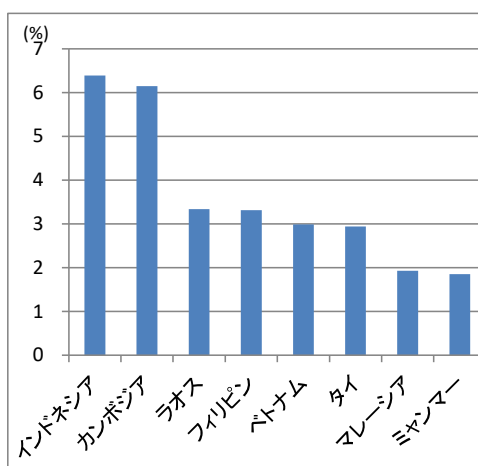
⁴ AMRO（ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス）の推計によると、非国営銀行の不良債権比率は2014年度から2017年度に1%台から3%以上に上昇した。

図表4 アセアン諸国の銀行業務の収益に対する費用の割合 (2016年時点)



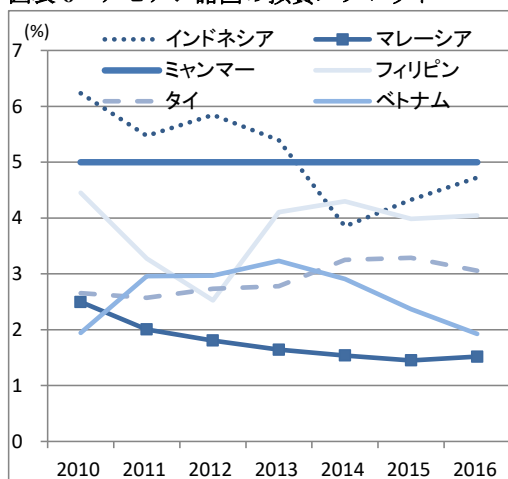
(出所) IMF

図表5 アセアン諸国の純金利マージン (2016年時点)



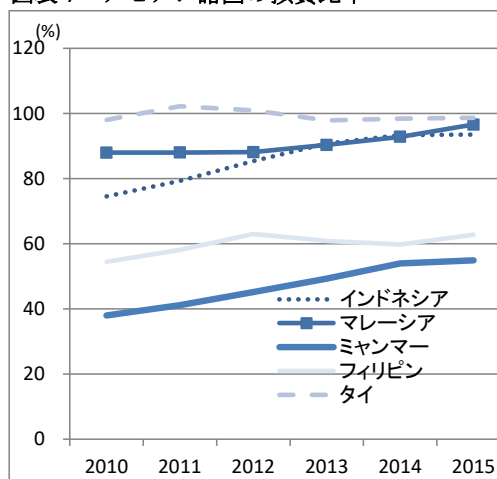
(出所) 世界銀行

図表6 アセアン諸国の預貸スプレッド



(出所) 世界銀行

図表7 アセアン諸国の預貸比率

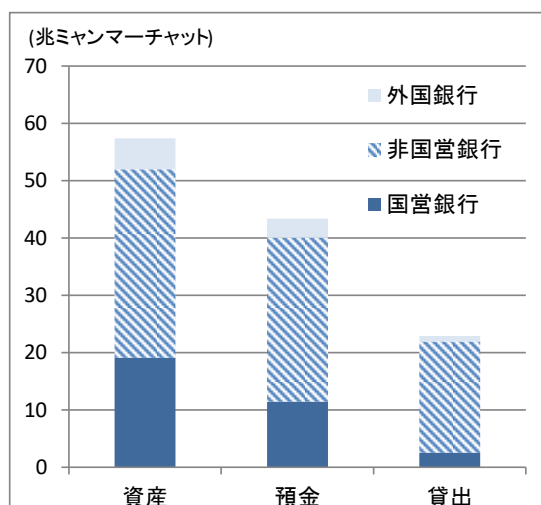


(出所) 世界銀行

2. 構成

ミャンマーの銀行セクターは、国営銀行4行、非国営銀行27行、外国銀行支店13行から構成される。非国営銀行は、2017年度末の銀行セクター全体の資産の57.3%、同預金の65.9%、同貸出の84.6%を占めており、ミャンマーの銀行セクターを牽引している(図表8)。

図表 8 2017 年度末の銀行セクターの規模



(出所) ミャンマー中銀

(1) 国営銀行

非国営銀行の業容拡大や外国銀行の進出により、国営銀行の金融市場におけるシェアは低下しつつあるものの、ミャンマーの財政・金融政策上、重要な役割を担っている。例えば、政府関連機関や農業セクター向けに補助付融資を実行する等、疑似財政取引の権限を有している。また、民政移管以前の拠点網を生かしながら、商業銀行サービスを提供している。

2017 年末時点の国営銀行の預貸比率は 22.3%と民間銀行の同率 67.6%に比べて低い。国営銀行は、貸出の大半が利鞘の薄い補助的融資であるのに加え、システムインフラの導入、事務の効率化、与信管理及びコーポレートガバナンスにおいて、非国営銀行に比べ著しく劣後しているため、収益性が低い。

正確な数字は公表されていないが、国営銀行は不良債権比率が高いと言われている。2016 年の金融機関法や 2017 年の新規制導入後、国営銀行には非国営銀行と同様に不良債権比率や自己資本比率等の基準が設定され、中銀への定期的な報告が必要となった。しかしながら、世界銀行によると、国営銀行に対する中銀の監督は民間銀行と比べ緩く、所管の財務省も国営銀行の財務状況を十分に把握できていない。

中銀と財務省は、世界銀行の助言を受けながら国営銀行の再編を進め、財政リスクの軽減、銀行セクターの競争力の向上、及び金融セクターの安定化を目指している。まずは、国営銀行が新規制を遵守するための計画とスケジュール案を中銀や財務省宛に提出することが優先課題である。

国営銀行最大手のミャンマー経済銀行 (MEB) は、拠点数、総資産額共に銀行セク

ター全体で 2 番目に位置する（図表 9）。商業銀行業務に加え、国債の大口購入者の役割を担っている。農村部も含めた広い拠点網を有しており、近年、運営コストが徐々に拡大している。加えて、国営企業、国内銀行及び生活協同組合向けに補助付融資を実行しており、預貸比率が低い等、収益面で課題がある。過去 30 年間にわたって相当な赤字を計上しており、その一部を政府が補てんしているとみられる⁵。

図表 9 国営銀行一覧

名称(略)	資産 兆MMK	預金残高 兆MMK	貸出残高 兆MMK	店舗数	設立年	事業形態
Myanmar Economic Bank(MEB)	7.6	5.6	2.4	308	1976	商業銀行
Myanmar Foreign Trade Bank(MFTB)	3.8	2.9	0.2	1	1990	外為銀行
Myanmar Investment & Commercial Bank(MICB)	3.4	0.6	0.03	2	1990	商業・外為銀行
Myanmar Agricultural Development Bank(MADB)	1.4	0.01	1.3	208	1953	農業金融

（出所）ミャンマー中銀、GIZ

（2）非国営銀行

非国営銀行は、財閥等が経営する民間銀行と官公庁やその関係者が運営する政府系銀行に分類される。民政移管以降、民間銀行を中心に業容を拡大しており、非国営銀行全体の資産額は過去 5 年余りで 4 倍近くに拡大した。ドイツ国際協力社（GIZ）によると、非国営銀行の支店数は 2014 年から 2017 年に 700 から 1500 まで増加した。また、特定の産業や地域への貸出を目的とした政府系銀行が新たに 8 行設立された⁶。

図表 10 の通り、民間銀行の大手 3 行（Kanbawza Bank Ltd、Ayeyarwaddy Bank Ltd、Co-operative Bank Ltd）は、非国営銀行の市場シェアの半分以上を占めている。一方、総資産が非国営銀行全体の総資産額の 1%以下の小規模な銀行は 10 行以上にのぼる。このような銀行は、2017 年以降に導入された新規制に対応するための費用負担が大きく、経営が難しい状況にある。独系コンサルティング会社⁷によると、中期的には民間銀行の大手 3～5 行と外国銀行がミャンマーの銀行市場を形成することが予想されている。

⁵ 2016 年 8 月の議会における財務省副総裁の発言によると、1988 年から MEB は損失を計上しており、この損失を補てんするために、2012 年度だけで、790 億ミャンマーチャット（歳出の 1%）の国家予算を用いた。Myanmar Times（2016 年 8 月 26 日）

⁶ 2013 年に Myanmar Micro Finance Bank、Naypitaw Sibin Bank and Construction、Housing Development Bank、2014 年に Shwe Rural and Urban Development Bank、2015 年に Ayeyarwaddy Farmers Development Bank、2018 年に Myanmar Tourism Bank、Mineral Development Bank、Glory Farmer Development Bank が設立された。

⁷ Roland Berger

図表 10 非国営銀行 上位 10 行一覧

名称(略)	資産 兆MMK	預金 シェア	資産 シェア	店舗数	設立年	事業形態
Kanbawza Bank Ltd	11.3	41%	3%	430	1994	大手財閥 Myanmar Billion Group に所属。
Ayeyarwaddy Bank Ltd	4.2	17%	1%	206	2010	大手財閥 MAX Myanmar Group に所属。
Co-operative Bank Ltd	2.7	11%	1%	183	1992	2004年に小規模の協同組合銀行2行と統合
Myawaddy Bank Ltd	1.7	6%	1%	49	1993	国防省関連企業Union of Myanmar Economic Holdings が創設。
Myanma Apex Bank Ltd	1.6	6%	0%	86	2010	大手財閥 Eden Group に所属。
Yoma Bank Ltd	1.5	6%	0%	69	1993	大手財閥 Serge Pun & Associates に所属
United Amara Bank	0.9	3%	0%	74	2010	大手財閥 IGE に所属。
Global Treasure Bank Ltd	0.7	3%	0%	130	1996	畜水産・農村開発省が管轄。
Asia Green Development Bank	0.6	2%	0%	56	2010	大手財閥 Htoo Group に所属
Naypyitaw Sibir Bank	0.4	1%以下	0%	6	2013	ネビドー市が管轄。

(出所) ミャンマー中銀、GIZ

(3) 外国銀行

外国銀行は 2014 年から営業が許可されるようになり、2018 年 11 月時点で 13 行の支店と 49 の駐在員事務所が存在する(図表 11)。GIZ 資料に基づくと、中国工商銀行(ICBC)が外国銀行の最大手で外国銀行全体の資産の 25%程度を占めている。

外国銀行は国内銀行に比して多くの資本を投じているにもかかわらず⁸、業務内容は外国企業に対するサービスに限定されていた⁹。しかし、2017 年から 2018 年にかけて外国銀行による国内企業向けの貿易金融取引が認められるようになった。さらに、2018 年 11 月に外国銀行による国内企業への直接融資と外貨建ての貸出に対する利率制限の撤廃が許可された。今後も、中銀は徐々に外国銀行に対する規制を緩和し¹⁰、外国銀行から先進的な金融知識を吸収しようとしている。

また、2018 年に施行された改正会社法¹¹をうけて、中銀は 2019 年 1 月に外国銀行による地場銀行への出資を最大 35%まで認める通知を公表した。地場銀行の資本増強や融資管理体制の強化が狙いであり、拡大する企業の資金需要への対応が期待されている。

⁸ 金融機関法により、外国銀行の資本金要件は 75 百万ドル、国内銀行の資本金要件 25 百万ドルと定められている。

⁹ 外国銀行は、国内銀行保護の観点から不動産担保付き貸出、リテール業務(個人預金、カード)、現地通貨の定期預金等の業務は禁止されている。

¹⁰ 現状は 1 行あたり、1 店舗に制限されているが、中銀によると 2019 年内に外国銀行の店舗数の増加を許可する計画がある。

¹¹ 外国投資を呼び込むために、外資出資比率 35%以下の企業は内資企業とみなされ、従来制限されていた業種への参入が可能となった。

図表 11 外国銀行一覧

名称(略)	本拠地	支店開業
三菱UFJ銀行	日本	2015年4月
三井住友銀行		2015年4月
みずほ銀行		2015年8月
Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd	シンガポール	2015年4月
United Overseas Bank Limited		2015年5月
Bangkok Bank Public Company Limited	タイ	2015年6月
Industrial and Commercial Bank of China	中国	2015年7月
Malayan Banking Berhad (Maybank)	マレーシア	2015年8月
Australia and New Zeland Banking Group Limited	オーストラリア	2015年10月
The Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam (BIDV)	ベトナム	2015年6月
Shinhan Bank	韓国	2016年9月
E.Sun Commercial Bank Limited	台湾	2016年10月
State Bank of India	インド	2016年10月

(出所) ミャンマー中銀、GIZ

3. 銀行セクター改革～規制や管理体制

新政権は、民政移管後の経済成長に伴う金融市場の拡大をうけて、様々な金融改革を進めてきた（図表 12）。特に、銀行セクターの健全性を確保した上で、企業や個人への資金供与を拡大できるように、貸出管理体制、アンチ・マネーロンダリング（AML）体制及び中銀の監督管理体制を強化している。

図表 12 ミャンマーの主な金融改革

時期	ミャンマー銀行セクターの発展状況
2012	外国為替管理法を制定。管理フロート制を導入。
2013	ミャンマー中央銀行法(1990年に制定された中央銀行法の改正版)を制定。中央銀行は省庁から独立した機関であることを明記。証券取引法を制定。2015年にミャンマー証券委員会を設立し、2015年からミャンマー証券取引所が稼働。
2014	FATFとバーゼル主要指針の助言を受けて、国際基準のAML法と対テロ対策法を制定。
2015	外国為替管理法を改定。対ドルの大幅な変動を抑制するために、中銀はFX為替バンド規制を導入。
2016	金融機関法を制定(1990年に制定された金融機関法の全面的な改訂版)。金融機関の規定や中銀の監督権限等が明記。モバイル金融サービス業者向けの規制を設定。
2017	中銀が金融機関法を基にした銀行に対する規制を通知(自己資本、大口貸出、資産区分、当座貸越、不良債権比率)。外国銀行の規制を一部撤廃(2017年～)。国内企業向けの一部取引が可能に。
2018	中銀がFXバンド規制を解除し、管理フロート制を導入。

(出所) ミャンマー中銀、政府、GIZ

(1) 貸出管理体制

ミャンマーでは、2003年に発生した取り付け騒動の再発を防止するために、中銀が貸出条件や金利（後述）に対する厳しい規制を敷いている。そのため、銀行貸出は土地や建物といった不動産担保を前提とした1年未満の短期物が中心である。中長期の資金を必要とする企業や担保となる不動産がない中小企業は、この期限付き銀行貸出の代わりに当座貸越を利用してきた。その結果、ミャンマーの銀行全体の貸出の7～8割程度は当座貸越形態となっている。中銀は、有担保の期限付貸付や当座貸越から中長期の信用貸付に切り替えるべく、各種規制の導入や新機関の設立を進めている。

2016年1月、金融セクターの発展と安定化に加え、預金者の利益を保護することを目的とした金融機関法が制定された。この法律は、バーゼル委員会が定める国際的な要

件を満たしており、銀行やノンバンク（クレジットカード会社、リース会社等）の業務内容、各種規制、会計監査方法や中銀の監督権限について明記されている。

2017年に入ると、中銀は、その金融機関法の履行を補完するブルーデンシャル¹²基準の規制を通知した（図表13）。さらに、各銀行はこの規制を早期に遵守することが難しいため、中銀は各銀行と協議の上、補足規制の通知や一部の銀行への規制遵守期限の延期等の対応をしている（詳細後述）。

図表13 2017年のミャンマー中銀による規制一覧

規制	概要	適用開始																		
自己資本比率規制 (capital adequacy)	自己資本比率8%以上、Tier1[1]の自己資本比率4%以上	2018年1月																		
大口貸出規制 (large exposure)	以下基準の貸出を規制 ・同一取引先への自己資本額の20%以上の貸出 ・自己資本額の8倍以上の貸出 ・他の銀行へ自己資本額以上の無担保貸出	2017年7月																		
流動性比率規制 (liquidity requirement)	流動性比率を20%以上に維持	2017年7月																		
資産区分規制 (asset classification and provisioning)	返済の延滞状況に従い、債券を分類し、引当金を積む。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>延滞期間</th> <th>引当て割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Standard</td> <td>30日以下</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>Watch</td> <td>31日～60日</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>Sub-Standard</td> <td>61日～90日</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>Doubtful</td> <td>91日～180日</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>Loss</td> <td>180日超</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	分類	延滞期間	引当て割合	Standard	30日以下	0%	Watch	31日～60日	5%	Sub-Standard	61日～90日	25%	Doubtful	91日～180日	50%	Loss	180日超	100%	2018年1月
分類	延滞期間	引当て割合																		
Standard	30日以下	0%																		
Watch	31日～60日	5%																		
Sub-Standard	61日～90日	25%																		
Doubtful	91日～180日	50%																		
Loss	180日超	100%																		
当座貸越規制 (overdraft)	当座貸越の残高を1年の間に2週間連続でゼロにする。→2017年11月に修正案発表	2018年3月																		
不良債権比率規制 (NPL)	不良債権比率を5%以下に維持	2018年1月																		

（出所）ミャンマー中銀

①当座貸越

一般的に当座貸越は、決済による一時的な資金不足を解消するために利用されるが、ミャンマーでは無期限の信用枠として中長期の運転資金の調達手段となっている。それにもかかわらず、銀行による与信管理は徹底されておらず、一部の企業は利息を支払わずに何年も借換えている状況が続いていた。このように無期限の借換えが続いているため、ミャンマー銀行全体の不良債権額は過少に報告されており、同国の銀行セクターの健全性を維持する上でリスクとなってきた。

2017年7月の当座貸越規制で顧客の当座貸越残高を1年間のうち2週間連続でゼロにすることが求められ、ゼロにできない残高は資産区分規制に基づき、不良債権として分類されることになった。しかし、銀行の負担¹³が大きいことから、中銀と協議の上、2017年11月に補足規制が通知された。その内容は、当座貸越残高のうち、すぐに返済

¹² 金融危機再発の防止を目的とした規制

¹³ 無期限の信用枠として使用されていた当座貸越を短期間で削減することは実務上難しい。

できない部分については3年期限付きの貸出に切り替えて、2020年までに段階的¹⁴に当座貸越を削減するというものである。また、切り替えた3年期限付きの貸出は、各銀行が信用リスク管理手法を策定することを条件に、無担保または一部担保付とすることが許可されている。

②担保・信用調査機関

2011年から不動産以外の担保を許容しているものの、2017年度末時点の民間銀行による貸出の9割近くが不動産（土地・建物）を担保としている（図表14）。金、宝飾品、機械等の動産担保は、法律や登録手続きが整備されておらず、使い勝手が悪い。中銀は国際金融公社（IFC）から支援を受けながら、不動産以外の担保付貸出の枠組みを策定しようとしている。

2018年5月に中銀は、シンガポールの信用調査機関（NSP Holding）とミャンマー銀行協会が共同出資する信用調査機関の設立を許可した。信用調査機関は中小企業も含む各企業の信用力や財務情報の収集を一手に管理し、銀行及びノンバンク等にその情報を提供することを目指しており、銀行による信用貸付の手助けになると見込まれている。もっとも、Myanmar Times¹⁵の報道によると、信用調査機関が各企業の情報を収集し、金融機関に提供するまでには5年程かかる見通しである。さらに、ミャンマーの企業は、原則、国際財務報告基準であるIFRSに近い水準の会計基準を適用しているが、中小企業を中心に、その財務諸表の作成が不十分である等の課題もある。

③金利の自由化

中銀は2011年の通知により、銀行預金の下限利率を8%、銀行貸出の上限利率を13%に規定している。各銀行は担保付貸出でない場合もこの上限利率が適用されるため、信用リスクに応じた利鞘を確保することが難しく、信用貸付に消極的とならざるを得ない。また、リスクの高い中小企業等に対する貸出に利鞘を上乗せできないため、貸出先が大手企業に偏る傾向にある。

近年、各銀行による収益確保の観点に加え、銀行の貸出対象先でなかった中小企業の資金需要が拡大したことから、金利の自由化を求める声が高まっている。しかしながら、金融面のインフラや監督・管理体制が構築されていない中で金利の自由化を進めていく

¹⁴ 全体の貸出に対する当座貸越の割合を2018年7月までに50%以下、2019年7月までに30%以下、2020年までに20%以下に削減。

¹⁵ Myanmar Times（2018年11月5日）

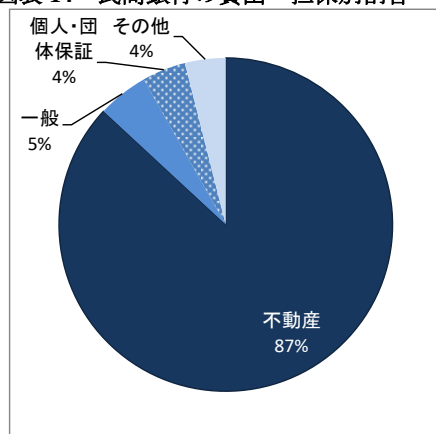
と、金融システムの不安定化につながる可能性がある。

2019年1月、中銀は金利を自由化する第一歩として、無担保の貸出に限り、利率を上限16%まで認める通知を発表した。これにより、無担保で高いリスクの貸出に対して、3%分のスプレッドを上乗せすることができる。今後も、中銀は各銀行の資金供与の仕組みや債権管理体制の整備状況を勘案しながら、段階的に金利の自由化を進めていく方針である。

④中小企業ファイナンス

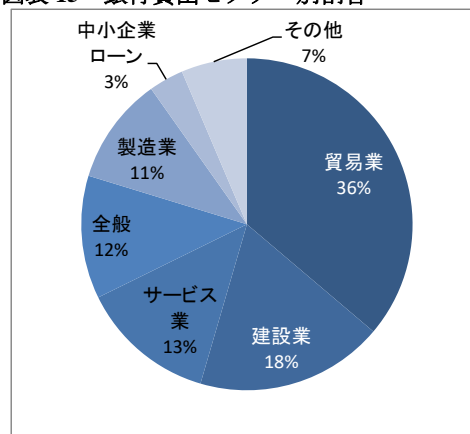
中銀は2011年の通知により、銀行預金の下限利率を8%、銀行貸出の上限利率を13%に規定している。民間企業向けの銀行貸出は急速に増加しており、セクター別にみると貿易業と建設業向けの貸出が半分以上を占めている（図表15）。一方、業種分類されない中小企業向けの銀行貸出は全体の3%程度であり、その代わりに非正規の金融業者やノンバンクが高金利で中小企業に対して貸付けを行っている。そのような状況を打開すべく、国営銀行と非国営銀行は海外の援助機関の支援を受けながら、中小企業向けの銀行貸出を推進している（図表16）。また、2018年7月に非国営銀行の中小企業発展銀行（SMID）が、ミャンマーで初めて担保や保証料をとらずに、キャッシュフローベースの貸出を開始した。

図表14 民間銀行の貸出 担保別割合



（出所）ミャンマー中銀 注：無担保1%以下

図表15 銀行貸出セクター別割合



（出所）ミャンマー中銀

図表 16 主な中小企業向けの貸出制度

プロジェクト主体者	時期	概要
国際協力機構(JICA)	2015～ 2017	MEBから非国営銀行を仲介したツーステップローン。総額47億円を269の中小企業向けに貸出。中小企業1社あたり5億チャット以内、最大5年間の貸出。金利はJICAからMEBへ0.01%→非国営銀行へ4%→企業へ8.5%。
	2008～	上記プロジェクトの第二弾。総額約150億円
ドイツ復興金融公庫(KFW)	2016	MEBから非国営銀行を仲介したツーステップローン。総額4.45百万ユーロを中小企業1社あたり1億チャット以内、最大5年間の貸出。金利はKFWから非国営銀行へ3.5%→中小企業へ8.5%。
	2018	上記プロジェクトの第二弾。総額10百万ユーロ
MEB		中小企業向けローン。金利は9%、3～5年の貸出。無担保の場合は信用保証保険(CGI)付きで20百万チャット以内。
CB.KBZ.SMID		信用保証保険付きローン。金利は13%に加え、保証料2～3%。
SMID	2018/7～	SMIDによるキャッシュフローベースの無担保貸出。中小企業1社あたり50百万チャット、最大3年間の貸出。金利は12%に加え、手数料1%。

(出所) GIZ

(2) AML 体制

2014年に金融活動作業部会(FATF)¹⁶とバーゼル主要指針の助言を受けて、AML法と対テロ対策法が制定され、2015年1月、中銀が国内銀行向けに資金洗浄及びテロ資金供与対策(AML/CFT)のリスク管理ガイドラインを策定した。そのような取組みが評価され、ミャンマーは、2016年6月にFATFのモニター対象から外された。

しかし、2018年7月に開かれたアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループの総会後の相互審査¹⁷のレポートの評価は芳しくなかった¹⁸。国際通貨基金(IMF)は、顧客デューデリジェンスの改善とリスクベースのAML/CFTの監督が主要な課題であると指摘している。

(3) 監査・報告体制

中銀は国内銀行に対して、隔年で内部管理、コーポレートガバナンス、及びAML/CFT体制を監査するオンサイト検査と日次、週次、月次、年次で中銀の監督局宛に財務データ等を提出するオフサイト検査を実施している。また、中銀の監督手法をルール順守状況の評価に重点を置くコンプライアンスベースから、銀行のリスク管理の評価に重点を置いたリスクベースへ移行するように努めている。しかしながら、米系シンクタンク¹⁹の分析によると、国内銀行のデータ回収方法や会計システムに問題があり、中銀へのデータ報告が十分順守できていない。

中銀は、2016年12月から四半期毎に金融統計報告書の公表を始めた。その中では、国内銀行セクターの金融健全性の指標が、IMFの統計部署宛に報告されている(図表

¹⁶ 資金洗浄やテロ対策を審査する国際組織

¹⁷ FATFのメンバーは、相互に審査団を派遣して、資金洗浄対策及びテロ資金対策の法制、監督・取締体制、資金洗浄犯罪の検挙等の観点から、FATF勧告の遵守状況を審査している。

¹⁸ Myanmar Timesの報道で、ミャンマーは再度FATFのモニターの対象になる可能性も指摘されている。

¹⁹ Milken institute

17)。しかし、この指標は国内銀行全体をまとめて評価したものであり、国営、非国営及び外国銀行それぞれの評価が明確にされていない点や、不良債権比率の数値が国際基準を満たしていない点が、IMF から指摘されている。このように監査・報告体制は改善されつつあるものの、より正確で緻密な指標の整備が求められる。

図表 17 国内銀行全体の金融健全性の指標 四半期毎

指標	2016				2017				2018	
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	
総自己資本比率	Regulatory Capital to Risk-weighted Assets	11.7	12.3	10.8	15.9	16.3	15.9	12.7	12.6	12.1
Tier 1比率	Regulatory Tier 1 Capital to Risk-weighted Assets	10.1	10.8	9.2	13.8	14.1	12.7	10.8	10.7	10.6
NPL比率	NPL net Provisions to Capital									
総資本利益率	ROA		0.7	0.7	0.5	0.9	0.2	0.4	0.6	1.2
自己資本利益率	ROE		9.5	10.0	6.4	11.1	3.5	8.5	9.7	18.7
利益益/総収入	Interest Margin to Gross Income	57.6	60.0	55.9	52.3	-1.3	55.5	43.3	57.5	49.0
非利息経費/総収入	Noninterest Expenses to Gross Income	62.2	63.3	68.5	64.6	11.1	57.5	58.2	74.6	62.2
流動性比率	Liquid Assets to Total Assets	48.5	46.6	42.6	38.9	35.8	18.2	28.1	47.3	46.1
流動性資産/短期負債	Liquid Assets to Short Term Liabilities	65.0	63.9	61.1	55.8	39.6	29.9	47.8	60.7	58.8
自己資本比率	Capital to asset	7.3	7.0	7.0	6.9	7.7	6.3	4.8	6.6	6.6

(出所) ミャンマー中銀 注:ミャンマーの年度

4. まとめ

ミャンマーの銀行セクターは、同国の経済成長に伴う資金需要に対応すべく、信用貸付の拡大や金利の自由化等の規制緩和が求められる。また、外国銀行の参入拡大に伴う地場銀行の資本増強や金融サービスの高度化も期待される。

しかしながら、ミャンマーの銀行セクターは、金融インフラや監督・管理体制が未成熟であり、急速な規制緩和と外国銀行の参入はリスクを伴う。貸出管理体制が未整備な段階で規制を緩和すると、不良な貸出債権が急激に増加するおそれがある。また、高度な金融技術をもつ外国銀行が参入することにより、地場銀行の競争力が相対的に低下する可能性もある。

2017年に中銀が銀行セクター向けに規制を導入し、各銀行は漸く健全性の改善や内部管理体制を強化し始めた。今後も、各銀行の信用リスクや債権管理体制の構築状況と中銀の監督機能に加え、経済情勢を勘案しながら、段階的に規制緩和や外国銀行の参入拡大を進めていくことが求められる。

以上

参考文献

- “2017 Article IV Consultation-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Myanmar” 2018年3月 IMF
- “Myanmar: Selected Issues” 2018年3月 IMF
- “AMRO Annual Consultation Report Myanmar 2018” 2018年7月
- “Myanmar’s Banking Sector in Transition” 2018年 GIZ ドイツ国際協力公社
- “Myanmar’s Financial Sector ; A Challenging Environment for Banks”
2016年 GIZ ドイツ国際協力公社
- “Myanmar Financial Services Report 2018” FMR
- “Myanmar Banking Sector 2025: The Way Forward ” 2016年9月 Roland Berger

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2019 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>